

浜松市中区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

(E02362)

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6月24日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中田卓也

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2158

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 西山靖

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号
ヤマハ株式会社東京事業所

【電話番号】 03(5488)6611

【事務連絡者氏名】 東京事業所管理担当次長 鈴木宏幸

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社東京事業所
(東京都港区高輪二丁目17番11号)
ヤマハ株式会社大阪事業所
(大阪市此花区島屋六丁目2番82号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第191期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円50銭

2. 剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	17,000,000,000円
-------	-----------------

②減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	17,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中田卓也、大池真人、柳弘之、太田義勝、山畠聰、野坂茂の6名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、池田裕彦、大六野隆、箱田順哉の3名を選任する。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末の社外取締役を除く取締役4名に対し、77,400,000円の取締役賞与を支給する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役の報酬額を月額から年額に変更する。

・取締役報酬を年額480百万円以内（うち社外取締役の報酬を年額50百万円以内）とする。

・監査役報酬を年額84百万円以内とする。

取締役賞与については、これまで株主総会に付議していたが、今後は下記範囲内で取締役会決議にて支給するため、新たに取締役賞与枠を設定する。

・取締役賞与枠を前事業年度の連結当期純利益の0.5%以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議結果
第1号議案	1,442,529	103,109	705	92.5	可決
第2号議案					
中田卓也	1,525,141	20,487	705	97.8	可決
大池真人	1,539,137	4,729	2,467	98.7	可決
柳弘之	1,342,757	202,869	705	86.1	可決
太田義勝	1,541,298	4,330	705	98.9	可決
山畠聰	1,536,219	7,647	2,467	98.5	可決
野坂茂	1,544,022	1,606	705	99.1	可決
第3号議案					
池田裕彦	1,545,087	592	705	99.1	可決
大六野隆	1,522,404	23,275	705	97.7	可決
箱田順哉	1,545,071	608	705	99.1	可決
第4号議案	1,448,603	96,369	1,370	92.9	可決
第5号議案	1,531,362	3,870	11,108	98.2	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の内、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は加算しておりません。